



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2024/2/26

NO.550 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

確定申告相談会のお知らせ

早めに予約をしてください。

※希望の日時にすでに他の方の予約が入っている場合があります。

2月26日(月)	午後2時～
2月27日(火)	午後1時30分～
2月28日(水)	午後1時30分～
3月1日(金)	午前10時～
3月2日(土)	午後1時30分～
3月3日(日)	午前10時～
3月4日(月)	午後2時～
3月5日(火)	午前10時～
3月7日(木)	午前10時～

重税反対統一行動

とき 3月11日(月)午前10時30分
ところ クリエイト村上 1階 ホール

2月なんでも相談会

日時	2月26日(月) 午後2時から
場所	民商事務所

※相談ご希望の方は、
 事前に民商へ予約をお願いします。



確定申告に必要です！

確定申告相談時には、国保税などの納入済額のハガキや生命保険控除証明書等を持参してください。

確定申告の医療費控除について

市や村から「国民健康保険医療費通知書」が届いている場合は、「医療費控除の明細書」への記入は省略できますが、令和5年12月受診分については記載されていません。その場合は、病院等からの領収書に基づいて「医療控除の明細書」へ記入が必要です。

病院等からの領収書は税務署に提出は不要です。自宅で5年間保存を。

「医療費控除の明細書」の用紙が必要な方は、民商へお越しください。

能登半島地震災害支援募金にご協力をお願いします

村上民商では、能登半島地震で被災した会員さんへ災害支援金を募ることにしました。募金箱を民商事務所に設置しておりますので、皆さまのご協力をお願いします。

過払い金の相談も受付しています

3月の無料法律相談

日時	3月12日(火)
	午前10時30分

会場 村上民商事務所
 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 3月8日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2024/2/26

NO.550 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

新潟県LPガス高騰対策緊急支援補助金

原材料やエネルギー価格高騰の影響が続く中、中小企業・個人事業主へのLPガス高騰対策緊急支援補助金

補助対象者 令和4年1月以降の任意の一か月間の売上高または粗利益が、令和元年～令和3年の同一か月と比較して5%以上減少している中小企業・個人事業主

補助額 令和4年4月から令和5年12月までの12か月分のLPガス使用量×7.8円/kg(17円/m³)
 [12か月分の使用量は、連続する16か月分の使用量×(12/16)]

補助上限額 最大84万円 **申請期間** 令和6年2月29日(木)まで

必要書類 売上が減少していることが分かる資料(売上台帳など)、R4年4月からR5年12月までのLPガス使用量が分かる資料(請求書など)、振込先の通帳

免税事業者がインボイスの登録をした方へ

■インボイス登録日から12月分までの消費税申告と納付があります。

■消費税申告の計算には、売上の帳面を月別で記入しましょう。

■インボイス登録日から12月分までの売上消費税の2割の納付で済む「2割特例」が、今年の消費税申告で適用可。

(例)売上税込550万円の場合は、消費税額が50万円で、納付する消費税は10万円となります。

令和6年度村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金

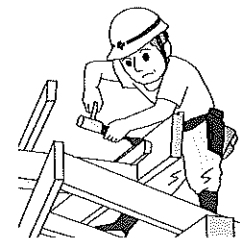
補助金額

【通常工事】

- 20万円以上の事業費で15%の補助、上限10万円
- ※通常工事に加えて、断熱改修工事を実施した場合の上限額は15万円
- ※通常工事で過去に交付決定を受けている場合の上限額は5万円、断熱改修工事を実施した場合の上限額は10万円

【省エネ工事】

- 5万円以上の事業費で20%の補助、上限3万円



受付期間・会場

【本庁】3月11日(月)～19日(火) 市役所本庁3階 第一会議室

村上市令和6年度就学援助制度を活用しましょう

小・中学校へ通学する児童生徒をお持ちで経済的に困りの家庭を対象に、学校で必要な学用品費や給食費などを援助する制度

4月1日認定分の提出期限は、令和6年2月29日(木)
 (小学校新1年生は5月上旬予定)

※申請は随時受け付けていますが、上記期限を過ぎた場合、申請の翌月からの認定

- ・申請は、書類1枚記入するだけ
- ・小中学生の子ども、お孫さんがいる世帯は申請可能
- ・給食費・修学旅行費・通学用品費などを援助

